

介護保険のサービスを利用するためには

65歳以上の方および40歳から64歳までで、介護保険認定の対象となる16種類の特定疾病に該当する方が、介護保険のサービスを利用するためには、市の要介護(要支援)認定を受ける必要があります。

申請の際は、本人または家族が、介護保険被保険者証(40歳から64歳までの方は健康保険証が必要)を持参し、サービスを利用したい方の状態を把握しているかかりつけ医の氏名と医療機関名を確認のうえ、手続きしてください。

なお、認定を受ける方の状態により、市の地域包括支援センター職員やケアマネジャーが申請を代行できますのでご相談ください。

申請場所 市役所本庁、北村・栗沢の両支所、有明交流プラザ・幌向・朝日・美流渡の各サービスセンター

平成22年度介護保険料の「仮徴収」

- 65歳以上の方で、特別徴収(年金から差し引き)されている方の介護保険料は、今年の2月に年金から差し引かれた額と同額を「仮徴収」として、4・6・8月の年金支給月に差し引きます。また、昨年10月からの徴収額が極端に増減した方は、6・8月の徴収額を変更して調整します。
- 10月以降の介護保険料は、前年の本人所得と世帯の市民税の課税状況などにより算出した年間保険料(下の表)から、「仮徴収」で納めた額を差し引いた残りの額を「本徴収」として10・12月、平成23年2月に支給される年金から特別徴収します。
- 今年の4月と6月から特別徴収が始まる方には、別途通知します。
- 普通徴収(年金から差し引かれず納付書での支払い、または口座振替)の方は、平成22年度分の納付通知書を7月上旬に送付しますので、7月から来年2月までの8期に分けて納めてください。

□介護保険料と所得等による区分 金額は年間の保険料で、基準額は4,000円です。

段階	対象者	今年度の保険料と計算方法	
1	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で、市民税が世帯全員非課税の方	24,000円	基準額 × 0.50 × 12か月
2	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方		
3	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	36,000円	基準額 × 0.75 × 12か月
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税の方	48,000円	基準額 × 1.00 × 12か月
5	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円未満の方	60,000円	基準額 × 1.25 × 12か月
6	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上の方	72,000円	基準額 × 1.50 × 12か月

問合先 市高齢・介護室介護保険係、北村・栗沢支所保健福祉課保健福祉係

4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

対象者 肝臓移植後の抗免疫療法を実施している方等、認定基準に該当する方
認定基準 肝臓機能障害の医学的基準(Child Pugh分類)による判定で、合計点が10点以上の状態が90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの

ただし、診断前の180日間にアルコールを摂取している方等は対象となりません。

交付手続 印鑑、申請書、指定医の診断書、写真(縦4cm×横3cm)を添えて申請してください

申請・問合先 市福祉課福祉係

肝臓機能障害による手帳の障害等級が1～3級の方は、重度心身障害者医療費助成の対象となります。(所得制限あり) また、医療費の自己負担は、保険適用診療分医療費の1割(市民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)となります。

問合先 市高齢・介護室医療給付係